

別表 今後5年間に講ずべき具体的施策

公的統計の整備に関する基本的な計画の別表

「第2 公的統計の整備に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策」部分（本検討会の検討事項）

平成22年4月27日

| 番号 | 項目 | 具体的な措置、方策等 | 担当府省 | 実施時期 |
|----|-------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------|-------------------------------|
| 1 | エ 四半期推計に関する諸課題 | ○ 毎月勤労統計調査について、①常用労働者が5人から29人の事業所の調査における標本替えの工夫による所定内給与等の断層の解消、②離職事由を「解雇、退職」、「転勤」等に分離すること等による企業の退職者比率の把握、③退職金の調査を検討する。 | 厚生労働省 | 平成25年度までに結論を得る。 |
| 2 | (4) 医療費に関する統計の国際比較可能性の向上 | ○ 医療費に関する統計の体系的整備、国際比較可能性の向上の観点から、保健医療等の分野全体の医療費をマクロでとらえる統計（OECDのSHA手法に基づく保健医療支出推計）を公的統計として位置付けることについて、できるだけ早期に結論を得られるよう、学識経験者や利用者を含めて検討する。 | 厚生労働省 | 平成21年度から検討を開始し、できるだけ早期に結論を得る。 |
| 3 | (2) 少子高齢化等の進展やワークライフバランス等に対応した統計の整備 | ○ 就業（就職及び離職の状況、就業抑制要因など）と結婚、出産、子育て、介護等との関係をより詳しく分析する観点から、関係する統計調査において、必要な事項の追加等について検討する。 | 総務省、厚生労働省 | 原則として平成21年中に結論を得る。 |
| 4 | | ○ 世代による違いの検証等のため、21世紀出生児縦断調査及び21世紀成年者縦断調査について、新たな標本の追加等を検討する。 | 厚生労働省 | 平成21年度中に結論を得る。 |
| 5 | | ○ 人口動態調査における集計の充実（出生・婚姻・離婚の月別、年齢各歳・生年別の集計等）について検討する。 | 厚生労働省 | 平成21年中に結論を得る。 |
| 6 | (3) 暮らし方の変化に対応した統計の整備 | ○ 国民生活基礎調査の所得票及び貯蓄票を用いた調査結果の都道府県別表章が可能となるよう、これらの調査票の標本規模を拡大すること等について検討する。 | 厚生労働省 | 平成25年調査の企画時期までに結論を得る。 |

| 番号 | 項目 | 具体的な措置、方策等 | 担当府省 | 実施時期 |
|----|----------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------|--------------------------------|
| 7 | | ○ 国民生活基礎調査で使用している世帯票、健康票、介護票、所得票及び貯蓄票について、相互のクロス分析等を充実させることについて検討する。 | 厚生労働省 | 平成23年中に結論を得る。 |
| 8 | (4) 教育をめぐる状況変化等に対応した統計の整備 | ○ 社会生活や雇用・労働等と教育との関係を分析できるようにする観点から、関連統計調査において、学歴等の教育関連項目を追加することについて検討する。 | 各調査の実施府省 | 原則として平成21年中に結論を得る。 |
| 9 | (7) グローバル化の進展に対応した統計の整備 | ○ 人口動態調査における外国人についての集計の充実（特に年齢別）について検討する。 | 厚生労働省 | 平成21年中に結論を得る。 |
| 10 | (8) 企業活動の変化や働き方の多様化等に対応した労働統計の整備 | ○ 実労働時間のより適切な把握の観点から、世帯に対する雇用・労働関係の統計調査において、ILOの国際基準も踏まえた上で調査事項の見直しについて検討する。 | 総務省、厚生労働省 | 原則として平成21年中に結論を得る。 |
| 11 | | ○ 雇用動向調査等を基にして雇用創出・消失指標を推計し、公表する。 | 厚生労働省 | 平成24年末までに実施する。 |
| 12 | | ○ 経済産業省と協力して、ビジネスレジスターの整備を待って、毎月勤労統計調査や賃金構造基本統計調査と、工業統計表等との結合を図るため、共通符号を持たせること等の措置を講じる。 | 厚生労働省 | ビジネスレジスターの整備状況を踏まえ、速やかに実施する。 |
| 13 | | ○ 非正規雇用の実情を継続的に毎年把握する統計調査について、遅くとも平成24年度までの調査開始に向けて、調査の内容や実施時期等について検討する。 | 厚生労働省 | 平成21年度から検討を開始し、平成22年度までに結論を得る。 |
| 14 | | ○ 関係府省等と協力して、ハローワークを通じた求人・求職活動のみではなく、他のルートによる求人・求職活動を含めた総合的な労働の需給動向を示す指標について、ハローワーク以外の求人数の把握方法、世帯調査を通じた求職状況に関する統計の利用可能性や、費用対効果なども含め、その実現可能性について検討する。 | 厚生労働省、総務省 | 平成21年度から検討する。 |
| 15 | (9) その他 | ○ 医療施設調査及び患者調査について、記入者負担の軽減及び統計調査の効率化の観点から、医療機能情報提供制度やレセプトの電子化等の推進状況を踏まえ、平成23年調査以降への行政記録情報等の活用可能性について検討する。 | 厚生労働省 | 平成23年調査の企画時期までに結論を得る。 |

(注) 周期調査については、記載された実施時期の直後に到来する調査企画時期（調査計画の承認申請を行う時期を指す。）までとする。